

監査基準の体系(案)

監査基準

第一 監査の目的

※第二 一般基準

第三 実施基準

☆ 一 基本原則

☆ 二 監査計画の策定

☆ 三 監査の実施

※ 四 他の監査人等の利用

第四 報告基準

※ 一 基本原則

二 監査報告書の記載区分

三 無限定適正意見の記載事項

四 意見に関する除外

五 監査範囲の制約

六 継続企業の前提

七 追記情報

→ 監査に関する品質管理基準

一 目的

二 品質管理のシステムの整備及び運用

三 品質管理のシステムの構成

四 監査の品質に関する責任者の明確化

五 監査事務所及び監査実施者による職業倫理及び独立性の維持

(一) 職業倫理

(二) 独立性

六 監査の業務の受任及び契約の更新

七 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任

八 業務の実施

(一) 監査業務の実施

(二) 意見の照会

(三) 監査上の判断の相違

(四) 監査業務に係る審査

九 品質管理のシステムの監視及び監査業務の検証

十 監査事務所間の引継

十一 共同監査

十二 中間監査への準用

※:品質管理に関する変更箇所

☆:ビジネス・リスクを重視したリスクアプローチに関する変更箇所